

## 第二次常陸太田市子ども読書活動推進計画



令和5年2月

常陸太田市教育委員会

# 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の対象	1
4	計画の期間	1
第2章	第一次計画の取組状況と課題	2
1	第一次計画の取組状況	2
2	今後の課題	5
第3章	本計画（第二次常陸太田市子ども読書活動推進計画）	7
1	子どもの読書活動推進のための基本方針と基本施策	8
◆	基本方針	8
【基本施策1】	読書活動への理解と関心の普及	8
【基本施策2】	読書活動を支える充実した環境の整備	9
【基本施策3】	地域・学校等の連携	10
2	推進体制と進行管理体制	11
3	数値目標	11
参考資料		
◎	図書館アンケート調査（抜粋）	13
◎	子どもの読書活動の推進に関する法律	17
◎	第四次「子ども読書活動推進計画」の概要	19

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 策定の趣旨

子どもの時代は、生涯にわたる読書の習慣と親しみを体得することのできる重要な時期です。平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）は、基本理念として、「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と定めています。また、子どもの読書活動の推進に関し、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、子どもの健全な成長に資することを目的としています。

本市は、平成30年4月から5か年の計画期間で「常陸太田市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、子どもの読書活動を総合的に推進してまいりました。第一次計画を推進していくなかでは、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな日常や、情報通信技術の高度化をはじめとした子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するための課題が見えてきました。

令和4年度をもって第一次計画の計画期間が満了することから、国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の「いばらき子ども読書活動推進計画（第四次推進計画）」、本市の「常陸太田市第6次総合計画前期基本計画」、「常陸太田市教育大綱」、「第一次計画」における成果や課題を踏まえ、「第二次常陸太田市子ども読書活動推進計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

### 2 計画の性格

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく計画であり、本市における子どもの読書活動推進に関する基本方針・施策の方向性や取組を示すものです。

### 3 計画の対象

本計画は、子ども及び子ども読書活動に関わる方を対象とします。

### 4 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間と設定し、必要に応じ計画の修正をすることとします。

## 第2章 第一次計画の取組状況と課題

### 1 第一次計画の取組状況

#### 【基本方針1】子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

##### (1) ブックスタート事業

健康づくり推進課が実施する乳児相談（前期 3～5ヶ月）会場に出向き、図書館ボランティアが絵本の読み聞かせを行い、あかちゃんの反応を保護者に見てもらうことで、絵本を介したふれあいの時間を持っていただくよう働きかけ、絵本と布製バッグをプレゼントしました。

乳児相談（前期 3～5ヶ月）偶数月第1水曜日

ブックスタートパックの受領者			
年度	対象者（人）	受領者（人）	受領率（%）
H30	241	224	92.95
R1	210	189	90.00
R2	218	186	85.32
R3	191	182	95.29

##### (2) あかちゃんタイム

一般の図書館利用者の協力を得て、保護者があかちゃんの泣き声等に気兼ねなく図書館を利用できる時間帯を設けました。

毎月第1・第3木曜日 午前10時30分～正午

##### (3) ママ・プレママサロン

あかちゃんタイムの時間帯に併せ、図書館ボランティアによる読み聞かせや妊娠・出産・育児等の本の紹介を行いました。

ママ・プレママサロンの参加者数		
年度	実施回数（回）	参加人数（人）
H30	23	404
R1	23	405
R2	1	18
R3	19	156

※参加者数は、あかちゃんタイムワークショップを含みます。

※R2は、新型コロナウイルス感染症対応による中止がありました。

##### (4) セカンドブックの配本

本市を題材とした絵本「クレヨンの旅」を、読書の機会と愛郷心醸成のため、小学校新入学児童を対象にセカンドブックとして贈呈しました。

セカンドブックの受領者	
年度	受領者（人）
H30	243
R1	319
R2	297
R3	303

(5) 「図書館だより」の作成・配布

広く図書館への理解を深めていただくとともに、子どもたちへの読書活動への関心を高めるため、年間を通じた図書館の事業や行事の情報を掲載した「図書館だより」を作成し、児童生徒及び教育・子育て関係機関へ配布しました。

「図書館だより」の作成及び配布		
年度	号	配布数 (人)
H30	第42号	4,153
R1	第43号	4,078
R2	第44号	4,012
R3	第45号	3,853

(6) 出前講座

学校等の児童生徒、小中学校図書館司書、司書教諭や地域団体を対象として「上手な図書館利用法講座」「上手な読み聞かせ手法講座」を実施しました。

出前講座の実施回数		
年度	上手な図書館利用法 (回)	上手な読み聞かせ手法 (回)
H30	13	0
R1	10	0
R2	5	4
R3	13	2

**【基本方針2】子どもの読書活動を支える環境の充実**

(1) 家庭の読書環境の充実

家庭での読書活動の関心が深まり、家庭における読書活動が推進されるよう、ブックスタート事業、「図書館だより」及び「図書館の宝島」の作成・配布、あかちゃんタイム及びあかちゃんタイムワークショップ等を実施しました。

(2) 幼稚園・保育園等の読書環境の充実

幼稚園・保育園等への図書館資料（絵本・紙芝居）の貸出を行いました。

幼稚園・保育園等への図書館資料（絵本・紙芝居）団体貸出	
年度	貸出冊数 (冊)
H30	2,317
R1	2,329
R2	2,661
R3	3,593

### (3) 学校の読書環境の充実

学校図書館へ司書を配置（小学校週3日、中学校週2日）することにより、小中学校図書室資料の整備・充実を図るとともに、司書教諭・学校図書館司書・図書館司書等の連携を図りながら子どもの読書活動の推進に努めました。

小中学校図書購入費（決算額）		
年度	小学校（円）	中学校（円）
H30	4,782,996	6,105,739
R1	4,745,871	6,027,158
R2	4,778,840	5,893,119
R3	4,727,052	6,099,028

小中学校への図書館資料団体貸出		
年度	小学校（冊）	中学校（冊）
H30	4,966	653
R1	4,767	327
R2	4,184	383
R3	3,482	236

### (4) 図書館の読書環境の充実

図書館では、児童生徒のニーズに則した図書等の整備に努めました。

児童図書の受入状況		
年度	購入（冊）	寄贈（冊）
H30	1,169	144
R1	1,259	267
R2	1,892	114
R3	1,291	142

### 【基本方針3】子どもの自発的な読書活動に対する支援

子どもが自然な形で自発的に読書活動を行うきっかけとなるよう以下の施策を行ないました。

#### (1) 「図書の宝島」の作成・配布（掲示）

図書館の事業・行事、読書感想文課題図書、新刊図書、図書館の利用方法等の情報を掲載した「図書の宝島」（幼児・小学生・中学生向けに分けて内容を編集）を作成し、市内各幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校の園児児童生徒に配布しました。

「図書の宝島」の作成及び配布		
年度	号	各配布数（人）
H30	第64～65号	4,153（2回）
R1	第66～67号	4,078（2回）
R2	第68～69号、号外	4,012（3回）
R3	第70～73号	3,853（4回）

※第69号から学校等施設内掲示用を併せて作成しました。

※第73号は、学校等施設内に掲示のみとしました。

(2) 子ども向け事業の開催

子どもたちが読書に楽しみ、図書館への理解が深まるよう以下の事業を行いました。

子ども向け事業と参加人数（人）			
年度	読書感想画展	ワークショップ	子ども一日図書館員
H30	101	158	2
R1	82	203	2
R2	中止	18	中止
R3	32	71	7

(3) 図書館体験による青少年の図書館理解の推進

青少年の図書館への理解を深め、読書活動へのより一層の関心を高めるため、図書館における中学生の職場体験学習や高校生のインターンシップを積極的に受け入れました。

職場体験の受入状況		
年度	中学生（人）	高校生（人）
H30	31	0
R1	29	0
R2	中止	中止
R3	0	4

(4) ボランティア活動の支援と団体との連携

図書館ボランティアが運営主体となる「おはなし会」「図書館まつり」等は、地域の方との関わりや子どもたちの読書活動への関心の高まりが期待できるため、これらの活動を積極的に支援しました。

「おはなし会」 毎月土・日曜日に実施

「図書館まつり」 8月上旬の日曜日に実施

※図書館まつりは、R2中止、R3は「夏のおはなし会」として実施しました。

2 今後の課題 ～第一次計画の取組状況を踏まえた課題～

【第一次計画 基本方針1】子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

○子どもたちの読書に対する興味や関心を高めるため、乳幼児期から絵本を開く楽しい体験や絵本を介した子どもと保護者のふれあい、及び子どもの成長に関わる人々への読書活動の啓発を積極的に行うことを継続していく必要があります。

○本市が実施した図書館アンケート（P12 図書館アンケート（抜粋）参照）において、1年間に読んだ本の冊数が「0冊～9冊」の児童生徒の率を不読率とみなした場合、小学生が5.6%、中学生が35.9%、高校生が84.9%となり、国の令和4年度末までの目標値小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下から大きな隔たりがあります。なお、公益財団法人全国学校図書館協議会等が実施した調査において令和4年5月全国の不読率は、小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%でした。また、本市が実施した図書館アンケートで読んだ本の入手先については、市立図書館及び学校などの図書室からの入手が、小学生から中学生、高校生と年齢層が上がるにつれて減少していく傾向にあることから、子ども読書活動が広く定着することで市立図書館及び学校等の図書室が活用され続けるよう、乳幼児期か

ら切れ目のない読書に親しむ機会の提供により、子どもが小学校に入学する以前の早い段階で読書習慣を無理なく自然に身に付けておく必要があります。

※公益財団法人全国学校図書館協議会等が実施する「学校読書調査」に基づき、「5月1ヶ月間に読んだ本の冊数が0冊」の児童生徒の割合を「不読率」としています。本計画においては、本市が行った図書館アンケートで1年に読んだ本の冊数が1カ月平均で1冊未満となる区分「0冊」～区分「区分6～9冊」の児童生徒の割合を不読率とみなし記載します。

### 【第一次計画 基本方針2】子どもの読書活動を支える環境の充実

○子どもの読書活動を推進するにあたっては、子どもの発達段階や障害等多様な背景に応じた読書活動支援と読書環境の整備をしていく必要があります。

○新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな日常」や社会全体のデジタルトランスフォーメーション等、子どもたちを取り巻く環境の変化を踏まえながら対応していく必要があります。

○幼稚園・保育園等に対しては、子どもたちの読書環境の充実のため市立図書館の団体貸出を継続して積極的に活用していく必要があります。

○小学校・中学校に対しては、学校からの求めに応じ、団体貸出や教材支援等を行い、実施にあたっては、学校における読書活動の推進に学校教職員が力をそそいでいくため、市立図書館が団体貸出や教材支援等の図書資料の配達・回収を継続して行う必要があります。

○高等学校は、県が所管し読書活動を推進していることから、県や高等学校の求めに応じ、柔軟な対応で連携していく必要があります。また、高等学校に通う子どもが市立図書館と関わりを持つことや探究学習等での利用がしやすい環境となっていることが必要です。

### 【第一次計画 基本方針3】子どもの自発的な読書活動に対する支援

○子どもの読書意欲を高め自主的な読書活動を促すためには、家庭・地域・学校等のあらゆる場面において、読書の楽しさに触れる機会を増やしていく必要があります。

○読み聞かせボランティア等の地域人材の育成及び活用を積極的に進めていく必要があります。



### 第3章 本計画（第二次計画常陸太田市子ども読書活動推進計画）

本計画においては、国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の「いばらき子ども読書活動推進計画（第四次推進計画）」及び「常陸太田市第6次総合計画後期基本計画」と「常陸太田市教育大綱」を基本とし、第一次計画の取組状況と課題を踏まえ、今後の取り組みの核（目指す姿）となる「基本方針」を新たに設定したうえで3つの基本施策により具体的な取り組みを示します。

また、本計画を推進するにあたっての推進・執行管理体制を整え、数値目標の設定を行い達成状況等の点検及び評価を行います。

## 基本方針 （目指す姿）

～夢を育み健やかに生きるひとづくり「夢育」～

子どもが夢を育み、夢を叶えるため、社会性や創造性を追求し、豊かな人生を送れるような力を身に付けるために必要な本と出会い、自主的な読書活動を行える子どもを育てるまち

### 基本施策1

読書活動への理解  
と関心の普及

- (1) 読書活動への理解と関心の普及
- (2) 読書活動に親しむ機会の提供
  - ① あかちゃんタイム
  - ② パパママ・プレママサロン
  - ③ ブックスタート
  - ④ ワークショップ等の子ども向け事業
  - ⑤ おはなし会
  - ⑥ 読書感想画

### 基本施策2

読書活動を支える環  
境の整備

- (1) 子どもたちが求める  
図書資料・柔軟に選択  
できる図書資料の提  
供
- (2) デジタル社会に対応  
した環境の整備
  - ① 電子書籍の充実
  - ② MY本棚や読書マラソン機能
- (3) 司書の適切な配置

### 基本施策3

地域・学校等との連携

- (1) 学校等との連携
  - ① 学校等への図書館資料の提供（団体貸出・教材支援等）
  - ② 図書館施設見学の受入
  - ③ 一日子ども図書館員、職場体験、インターンシップ、高校生ボランティア等の受入
  - ④ 出前講座（ブックトーク）の実施
  - ⑤ 探究学習等の支援
- (2) 地域との連携
  - ① 読書団体や図書館ボランティア等への活動支援と育成

## 1 子どもの読書活動推進のための基本方針と基本施策

### ◆基本方針（目指す姿）

～夢を育み健やかに生きるひとづくり「夢育」～

子どもが夢を育み、夢を叶えるため、社会性や創造性を追求し、豊かな人生を送れるような力を身に付けるために必要な本と出会い、自主的な読書活動を行える子どもを育てるまち

### 【基本施策1】 読書活動への理解と関心の普及

○乳幼児期から絵本を開く楽しい体験等の読書活動は、子どもが言葉に対する興味や関心を高め、本に親しむ習慣を身に付け、後の読書活動に重要な関わりを持つことから、子どもの成長に関わる人々への読書活動への理解と関心の普及啓発と乳幼児期からの切れ目のない読書活動に親しむ機会の提供に努めます。

#### （1）読書活動への理解と関心の普及

市広報、お知らせ版、図書館ホームページ、図書館だより、イベント等のチラシ（図書館の宝島）やポスターを活用し、子ども読書活動への理解と関心の普及啓発を積極的に行います。

#### （2）読書活動に親しむ機会の提供

乳幼児期からの読書活動は、後の読書の習慣に影響があるため、乳幼児期からの切れ目のない読書活動に親しむ機会の提供に努めます。

##### ①あかちゃんタイム

一般の図書館利用者の協力を得て、保護者があかちゃんの泣き声等に気兼ねなく図書館を利用できる時間帯を設けます。 毎月第1・第3木曜日 午前10時30分～正午

##### ②パパママ・プレママサロン

あかちゃんタイムの時間帯に併せ、図書館ボランティアによる読み聞かせや妊娠・出産・育児等の本の紹介を行います。

##### ③ブックスタート

健康づくり推進課が実施する乳児相談（前期 3～5ヶ月）会場に出向き、図書館ボランティアが絵本の読み聞かせを行い、あかちゃんの反応を保護者に見てもらうことで、絵本を介したふれあいの時間を持っていただくよう働きかけ、絵本と布製バッグをプレゼントします。乳児相談（前期 3～5ヶ月）偶数月第1水曜日

##### ④ワークショップ等の子ども向け事業

子どもたちに読書への関心を示すきっかけとするために、図書館において子ども向けの参加型体験学習等を行います。（ワークショップ 図書館まつり 図書館映画会）

##### ⑤おはなし会

子どもが言葉の獲得と読書への関心を高めるため、乳幼児から児童を対象に大人（図書館ボランティア等）が子どもに絵本等を読んで聞かせるおはなし会を行います。毎週土曜日または日曜日

##### ⑥読書感想画展

小学生が夏休みに本を読んで得た感動を絵画に描く読書感想画の募集を行い、秋の読書週間（10月27日から11月9日）に読書感想画展を行います。

## 【基本施策 2】 読書活動を支える環境の整備

○子どもの成長に伴う環境の変化並びに子どもを取り巻く社会環境の変化、子どもの多様な背景を踏まえ、子どもの視点に立って読書活動を支える環境の整備に努めます。

### (1) 子どもが求める図書資料・柔軟に選択できる図書資料の提供

子どもの発達段階や子どもの多様な背景等に応じて、子どもが求め、柔軟に選択できる図書資料の充実に努めます。

### (2) デジタル社会に対応した環境整備

#### ①電子書籍の充実

子どもが図書を電子媒体としても柔軟に選択できるよう電子書籍の充実に努めます。

#### ②MY本棚や読書マラソン機能

子どもが自ら「読みたい本」「読んだ本」を管理するMY本棚機能や読書のための期間・冊数の目標を設定できる読書マラソン機能をWEB-OPACに構築します。

#### ※WEB-OPAC

コンピュータ化された図書館の目録。利用者が直接端末機を操作し所蔵する資料を検索できる。これをウェブで利用可能にしたもの。

#### ※MY本棚

読書意欲を活性化させる目的でWEB-OPAC上に利用者個人毎に仮想本棚を設け、「読みたい本」「読んだ本」「図書館で借りた本（貸出履歴）」などを利用者が自身で管理ができるシステム。プライバシーの関係上から利用者本人の同意により貸出履歴の管理が可能になる。

#### ※読書マラソン

利用者が自身で期間と冊数の目標を定め、利用者が楽しみながら読書に取り組めるようキャラクターやグラフにより読書量の達成度を見える化できるシステム。WEB-OPAC上で利用。目標値はいつでも変更できる。

### (3) 司書の適切な配置

司書は、児童図書や紙芝居等の図書館資料の選択・収集・提供、子ども読書活動を推進するための取り組みの企画・実施、子どもや保護者からの読書に関する相談への対応等、子ども読書活動の推進における重要な役割を担うため、専門知識及び技術を持った司書の適切な配置を継続して努めます。

### 【基本施策3】 地域・学校等との連携 ※学校等（幼稚園、保育園、こども園、小・中・高等学校等）

○幼稚園、保育園、こども園は、乳幼児期を通じて読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を行っています。

小学校、中学校、高等学校等は、学習指導要領等において、言語能力の育成を図るため必要な言語環境を整えるとともに、学校図書館を計画的に利用しその活用を図り児童生徒の自主的・自発的な読者活動を充実することや地域の図書館等の活用を積極的に図り学習活動を充実させること等の読書に関する事項が示されています。

また、地域には学校等においてボランティアで読み聞かせ活動等についての活動を行っている方々があり、その多くは市立図書館においても図書館ボランティアとして子どもの読書活動推進に向けて活躍しております。

以上のことから、地域・学校等との連携をさらに強化することにより、子どもの読書活動がより活発に行われる環境づくりに努め、併せて読書団体や読み聞かせ等の図書館ボランティア（地域人材）の育成に努めます。

#### （1）学校等との連携

##### ①学校等への図書館資料の提供（団体貸出・教材支援等）

学校等へ図書資料をまとめて貸出しを行います。図書資料の運搬は市立図書館が行い、団体貸出の単位を学校、学年、学級等の要望により柔軟に対応します。

##### ②図書館施設見学の受入

学校等の保育・教育活動に協力し、積極的に図書館施設見学の受入れを行います。

##### ③一日子ども図書館員、職場体験、インターンシップ、高校生ボランティア等の受入

子どもが図書館事業に関わる機会を提供することで、図書館の仕事及び地域における図書館の意義や役割等の理解に努めます。

##### ④出前講座（ブックトーク）の実施

子どもに読書の楽しさ伝えるため、図書館司書が学校の授業等に出向いて、特定のテーマに関連するいくつかの本をエピソード、主な登場人物、著者の紹介、あらすじを含めながら約30分程度の時間で順序良く本の紹介をします。実施時間や学校・学年・学級単位等の要望に対し柔軟に対応します。

##### ⑤探究学習の支援

子どもの探求心に応えるため、子どもが興味あることや知りたいこと等についての図書資料を料収集及び学習環境の提供に努めます。

#### （2）地域との連携

##### ①読書団体や図書館ボランティア等への活動支援と育成

子ども読書活動に深く関わりがある読書団体や図書館ボランティア等（地域人材）への活動支援と育成に努めます。

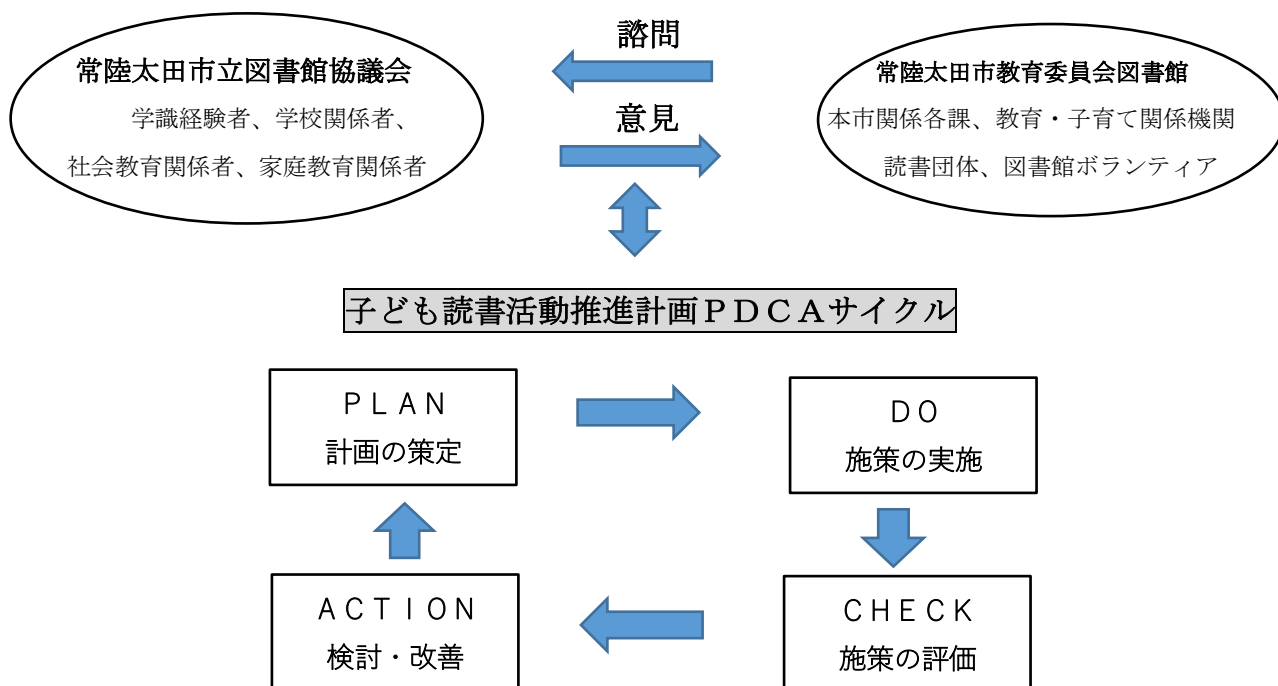
## 2 推進体制と進行管理体制

### (1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、図書館法第14条の規定に基づき設置している常陸太田市立図書館協議会の意見を聴きながら、常陸太田市教育委員会を中心に、本市関係各課や教育・子育て関係機関、読書団体、図書館ボランティア等と連携してまいります。

### (2) 進行管理体制

本計画の推進にあたっては、各施策の進捗状況を把握し、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法により、適切な進行管理を行い、必要に応じ計画を見直します。



## 3 数値目標

本計画を推進するにあたっての数値目標を以下のとおり設定し、達成状況等に関し自ら点検・評価を行います。

①市立図書館における児童図書貸出冊数（冊）		②市立図書館における図書資料の個人貸出冊数（冊）	
令和3年度の状況 （現状値）	令和9年度 （目標値）	令和3年度の状況 （現状値）	令和9年度 （目標値）
65,902冊	78,000冊	～幼児 7,408冊	～幼児 8,500冊
		小学生 15,452冊	小学生 20,000冊
		中学生 1,631冊	中学生 2,000冊
		高校生 2,284冊	高校生 2,500冊

《参考資料》

図書館アンケート調査（抜粋）

子どもの読書活動の推進に関する法律

第四次「子ども読書活動推進計画」の概要

## 図書館アンケート調査（抜粋）

本市における読書活動の実態を把握するため、令和4年1月下旬、①市内小中学生及び保護者、②市内に在学する県立中高校生、③未就学児の保護者を対象としてアンケート調査を実施しました。※割合は、少数第二位を四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

### 【調査設計】

調査地域	常陸太田市全域
調査対象者	調査対象者合計 7,856人 ①市内小中学生及び保護者（小学生1,822人 中学生938人 保護者2,760人） ②市内に在学する県立中高校生（中学生76人 高校生1,073人） ③未就学児の保護者（1,187人）
調査方法	市内小中学校、県立中高、幼稚園、保育園、こども園による配布・回収
調査期間	令和4年1月11日（各学校等へ依頼）～令和4年2月1日
回収数	6,187票（回収率78.8%）

### （1）あなたのことについて（調査対象者の属性）

問 あなたの年齢層を教えてください。

#### ■年齢層

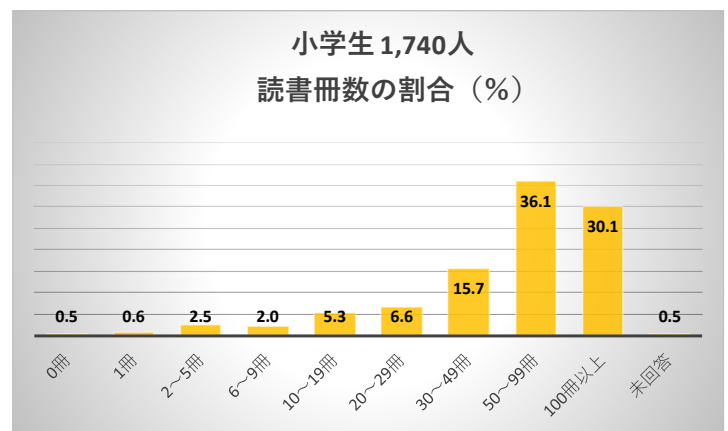
	票数	割合
小学生	1,740	28.1%
中学生	931	15.0%
高校生	972	15.7%
保護者	2,544	41.1%
合計	6,187	100.0%

### （2）読書について

問 あなたは、過去1年以内に本を何冊読みましたか。

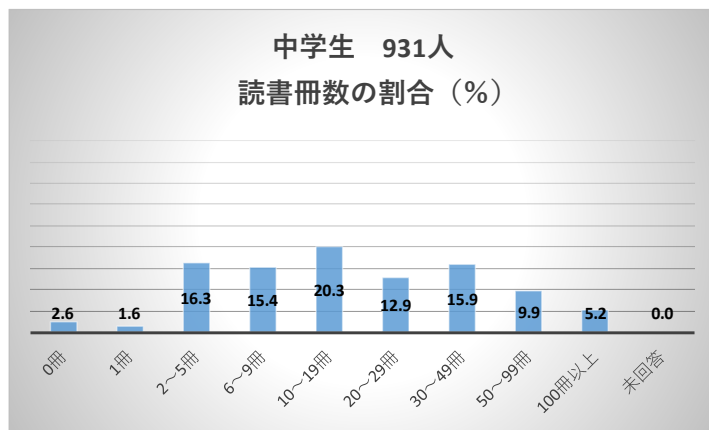
#### 【内 小学生】

読んだ本の冊数	票数	割合
0冊	8	0.5%
1冊	10	0.6%
2～5冊	44	2.5%
6～9冊	35	2.0%
10～19冊	93	5.3%
20～29冊	115	6.6%
30～49冊	273	15.7%
50～99冊	629	36.1%
100冊以上	524	30.1%
未回答	9	0.5%
合計	1,740	100.0%



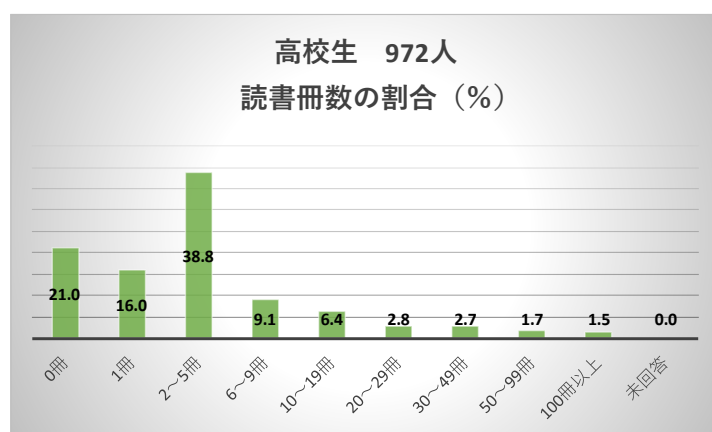
【内 中学生】

読んだ本の冊数	票数	割合
0冊	24	2.6%
1冊	15	1.6%
2～5冊	152	16.3%
6～9冊	143	15.4%
10～19冊	189	20.3%
20～29冊	120	12.9%
30～49冊	148	15.9%
50～99冊	92	9.9%
100冊以上	48	5.2%
未回答	0	0.0%
合計	931	100.0%



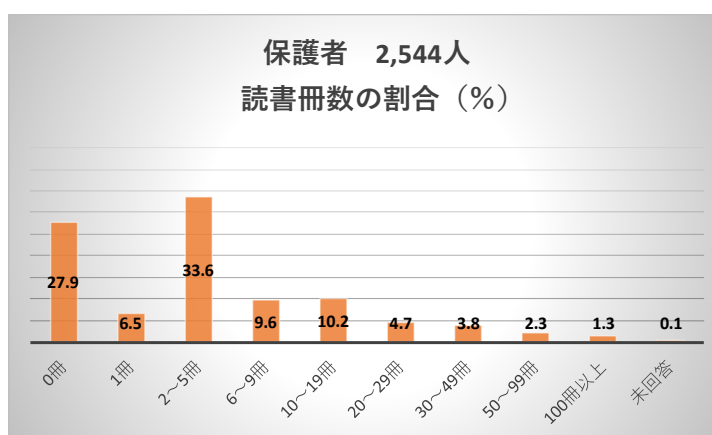
【内 高校生】

読んだ本の冊数	票数	割合
0冊	204	21.0%
1冊	156	16.0%
2～5冊	377	38.8%
6～9冊	88	9.1%
10～19冊	62	6.4%
20～29冊	27	2.8%
30～49冊	26	2.7%
50～99冊	17	1.7%
100冊以上	15	1.5%
未回答	0	0.0%
合計	972	100.0%



【内 保護者】

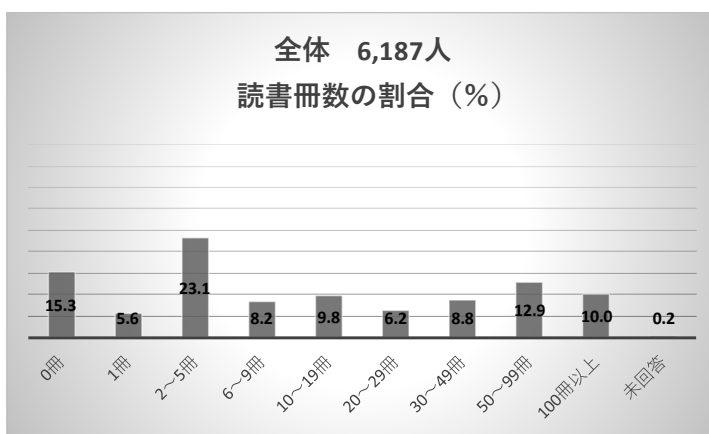
読んだ本の冊数	票数	割合
0冊	711	27.9%
1冊	166	6.5%
2～5冊	854	33.6%
6～9冊	243	9.6%
10～19冊	260	10.2%
20～29冊	120	4.7%
30～49冊	97	3.8%
50～99冊	58	2.3%
100冊以上	33	1.3%
未回答	2	0.1%
合計	2,544	100.0%





【集計区分：全体】

読んだ本の冊数	票数	割合
0冊	947	15.3%
1冊	347	5.6%
2～5冊	1,427	23.1%
6～9冊	509	8.2%
10～19冊	604	9.8%
20～29冊	382	6.2%
30～49冊	544	8.8%
50～99冊	796	12.9%
100冊以上	620	10.0%
未回答	11	0.2%
合計	6,187	100.0%

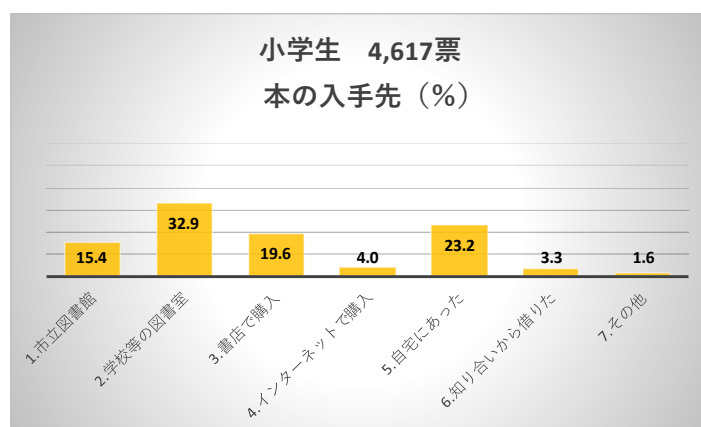


小学生の多くは50冊以上の本を読んでいるが、中学生、高校生へと年齢層が上がるにつれて読書冊数が少なくなり、高校生の多くは5冊未満となり読書冊数が少なくなる傾向が見られます。

問 過去1年以内に1冊以上本を読んだ方にお尋ねします。あなたは、読んだ本を主にどこから入手しましたか。(複数回答可)

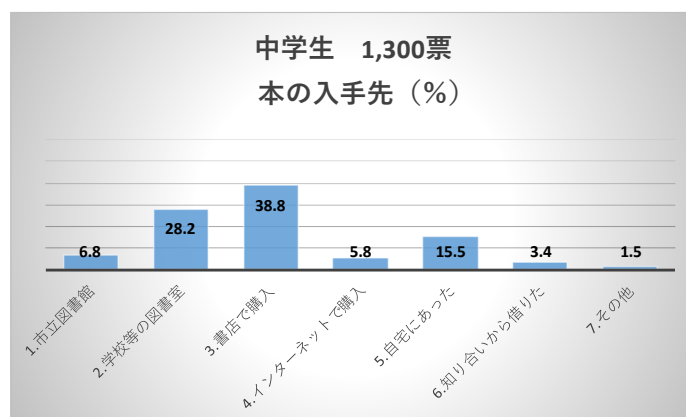
【内 小学生】

本の入手先	票数	割合
1. 市立図書館	710	15.4%
2. 学校等の図書室	1,518	32.9%
3. 書店で購入	903	19.6%
4. インターネットで購入	186	4.0%
5. 自宅にあった	1,072	23.2%
6. 知り合いから借りた	154	3.3%
7. その他	74	1.6%
合計	4,617	100.0%



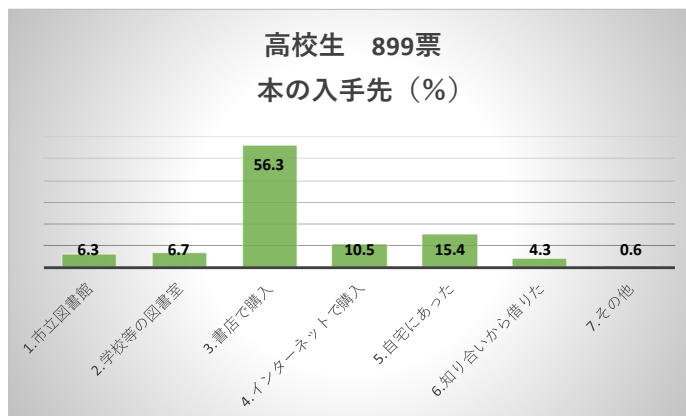
【内 中学生】

本の入手先	票数	割合
1. 市立図書館	88	6.8%
2. 学校等の図書室	366	28.2%
3. 書店で購入	505	38.8%
4. インターネットで購入	76	5.8%
5. 自宅にあった	201	15.5%
6. 知り合いから借りた	44	3.4%
7. その他	20	1.5%
合計	1,300	100.0%



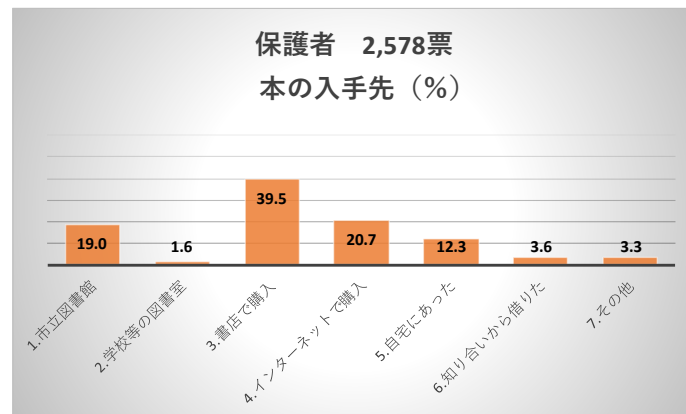
【内 高校生】

本の入手先	票数	割合
1. 市立図書館	57	6.3%
2. 学校等の図書室	60	6.7%
3. 書店で購入	506	56.3%
4. インターネットで購入	94	10.5%
5. 自宅にあった	138	15.4%
6. 知り合いから借りた	39	4.3%
7. その他	5	0.6%
合計	899	100.0%



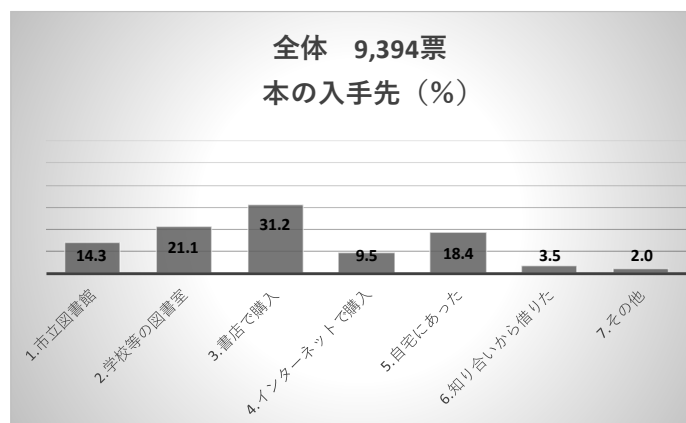
【内 保護者】

本の入手先	票数	割合
1. 市立図書館	489	19.0%
2. 学校等の図書室	41	1.6%
3. 書店で購入	1,019	39.5%
4. インターネットで購入	534	20.7%
5. 自宅にあった	316	12.3%
6. 知り合いから借りた	94	3.6%
7. その他	85	3.3%
合計	2,578	100.0%



【集計区分：全体】

本の入手先	票数	割合
1. 市立図書館	1,344	14.3%
2. 学校等の図書室	1,985	21.1%
3. 書店で購入	2,933	31.2%
4. インターネットで購入	890	9.5%
5. 自宅にあった	1,727	18.4%
6. 知り合いから借りた	331	3.5%
7. その他	184	2.0%
合計	9,394	100.0%



本の入手先について、小学生は「学校等の図書室」に次いで「自宅にあった」が多いことから家庭環境が読書活動に影響すると思われます。中学生、高校生は「書店で購入」が多く、中学生から高校生に年齢層が上がるにつれて「学校等の図書室」が少なくなっていくます。

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の

推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

#### 第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

# 第四次「子ども読書活動推進計画」の概要（文部科学省）

## 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要 資料 2

**趣旨**  
2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018~2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

### 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

**主な現状**

<児童用図書の出貸冊数の増加>

(単位:冊) **1億8773万**

**取り巻く情勢の変化**

学校図書館法の改正(平成26年成立) 専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司用への研修等の実施について規定。

学習指導要領の改訂(平成29,30年公示) 総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定。

情報化社会の進展  
スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

**主な課題**

- 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
- いずれの世代においても第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていない

※不読率：1か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>

学年	小	中	高	目標値
H12	16.4	43.0	58.8	(12.0)
H14	8.9	32.8	56.0	(12.0)
H20	5.0	14.7	51.5	(12.0)
H24	4.5	16.4	53.2	(12.0)
H29	3.0	5.6	50.4	(12.0)
H34	(2.0)	(8.0)	(26.0)	(12.0)

**分析**

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

**計画改正の主なポイント**

- ① **読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進**  
乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる等  
小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書等  
中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書等  
高校生期：知的興味に応じた幅広い読書等
- ② **友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実**  
読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動
- ③ **情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析**  
スマートフォンの利用と読書の関係等

**推進体制**

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

**市町村推進計画策定率**

◆第三次基本計画で定めた目標  
市：100% 町村：70%

◆平成28年度実績  
市：88.6% 町村：63.6%

※H29末目標  
※第四次計画でも引き続き達成を目指す

**市町村**：計画未策定→策定、策定済→見直し、地域での幅広い関係者との連携等

**都道府県**：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言等

**国**：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と理解の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等)等



## 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

- ポイント：** ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成  
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

### 家庭

- ◆家庭での**読書の習慣付け**の重要性の理解促進
- ◆家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
  - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡す**ブックスタート**
  - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆（きずな）の一層の深まりを目指す**家読（うちどく）**等

### 学校等

#### 【幼稚園・保育所等】

- ◆幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

#### 【小学校、中学校、高等学校等】

#### ◆学習指導要領を踏まえた読書活動の推進

- ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実（学校図書館の計画的な利活用）
- ・障害のある子供の読書活動の促進

#### ◆読書習慣の形成、読書の機会の確保

- **全校一斉の読書活動**、卒業までの読書目標の設定、**子供による図書紹介**等

#### ◆学校図書館の整備・充実

- ・**学校図書館図書整備等5か年計画**の推進
- ・**学校図書館図書標準**の達成
- ・情報化の推進
- ・**司書教諭・学校司書**等の人的配置促進

### 地域

- ◆図書館未設置市町村における設置  
設置率(H27)：市98.4%、**町61.5%**、**村26.2%**

#### ◆図書館資料、施設等の整備・充実

- 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実等

#### ◆図書館における**子供や保護者を対象とした取組の企画・実施**

- ・読み聞かせ会等の企画・実施
- ・インターネット等を活用した情報提供

#### ◆**司書・司書補**の適切な配置・研修の充実

#### ◆学校図書館やボランティア等との**連携・協力**

- ・**学校図書館**や**地域の関係機関**との連携
- ・ボランティア活動の促進
- ・**地域学校協働活動**における読書活動の推進

### 子供の読書への関心を高める取組

- ◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組  
→ **読書会**、**図書委員**、「**子ども司書**」、**ブックトーク**、**書評合戦(ビブリオバトル)**等

### 民間団体の活動への支援

- ◆民間団体やボランティアの取組の周知
- ◆活動への助成（子どもゆめ基金）

### 普及啓発活動

- ◆「**子ども読書の日**」(4月23日)
- ◆「**文字・活字文化の日**」(10月27日)
- ◆**優れた取組の奨励(地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰等)**

第二次常陸太田市子ども読書活動推進計画  
令和5年2月発行

編集・発行 常陸太田市教育委員会

事務局 常陸太田市立図書館

〒313-0061

常陸太田市中城町 3282

TEL 0294-72-5555

FAX 0294-72-3525